

株式会社 寿エンタープライズ
認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズが開設する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム八潮」(以下、事業所)が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下、事業)の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者又は要支援高齢者(認知症に伴って著しい精神状態や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下、「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努める。

4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は次の通りとする。

- 一 名称 グループホーム八潮
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)
- 二 所在地 埼玉県八潮市緑町一丁目 23 番地 8
- 三 定員 18名
- 四 居室数 18室

(介護者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人(常勤、介護職と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者
常勤換算方法で6人以上
介護従業者は、入浴・排泄・食事等の介助及び援助を行う。
- 三 計画作成担当者 2人(介護職と兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画(要支援者に対しては介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、利用者の能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味または嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 その他の費用として、次号に掲げる費用の支払いを受ける事ができるものとする。

- 一 食材料費 1,200円／1日
- 二 おむつ代 実費
- 三 住居費 58,000円／1ヶ月
- 四 運営管理費 10,000円／1ヶ月
- 五 水道光熱費 15,428円／1ヶ月
- 六 その他日常生活に必要な費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 指定認知症対応型共同生活住居又は指定介護予防認知症対応型共同生活住居への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。

3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限を行わない。

(退去にあたっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の退去に当たっては、居宅介護支援事業者又はその他の保険機関、福祉サービス機関等と連携して円滑かつ必要な援助を行うものとする。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者および利用者代理人に対して1ヶ月間の予告期間をおいて書面で通知することにより、本契約を解除する場合がある。

一 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由無く2ヶ月間以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合。

二 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合。または2ヶ月を経過しても退院できない事が明らかな場合。

3 退去までに要した費用等の実費は、利用者及び家族の負担とする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に関する必要な事項は、株式会社寿エンタープライズ代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月01日から施行する。

この規程は、平成18年03月27日から施行する。

この規程は、平成 18 年 11 月 05 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 01 月 01 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 10 月 01 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 03 月 01 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 02 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 03 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 04 月 01 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 10 月 01 日から施行する。